



広報



市の鳥 シンジュウカラ



FUSSA

平成19年(2007年)

1月15日 No. 727

発行/福生市 編集/企画財政部秘書広報課  
〒197-8501 福生市本町5  
☎042-551-1511 (市役所代表)  
毎月1日・15日発行

人口と世帯数(平成19年1月1日)現在

区分	住民基本台帳	外国人登録	合計
男	29,776	1,084	30,860
女	29,139	1,222	30,361
計	58,915	2,306	61,221
世帯数	27,327	1,175	28,502

ホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

今号の主な記事 2面贈与税・消費税の申告 3面山王橋通りの工事による通行止め 5面地球温暖化対策イメージキャラクター募集  
5面介護保険と確定申告 6面「あなたとわたし」の広告掲載者募集 7面多摩郷土誌フェア 8面保健ガイド

駐車場(新庁舎建設中)のため、対応ができません。徒歩または、自転車でお越しください。車で来庁される方は、市営福生駅西口駐車場(有料)をご利用ください。

# 所得税、市・都民税の申告はお早めに!

## 所得税(国税)の確定申告・還付申告、市・都民税の申告受付が2月1日(木)から始まります

市・都民税の相談受付

相談日	会場	受付時間	市職員
2月1日(木)～3月15日(木)	商工会館2階または3階	9:00～11:30 13:00～16:00	○

### 【水曜夜間・土曜の開庁時間内】

市・都民税申告書のみ、市役所2階課税課市民税係で受け付けします。(確定申告の相談・受付はできません。)

### 【年金・給与収入の方で確定申告される方へ】

税務署員・税理士会の相談の日は混雑が予想されますので、税務署員等の相談日を避け、市職員のみ市の市・都民税の相談日(なるべく3月10日まで)にお越しください。

確定申告相談受付

相談日	会場	受付時間	税務署員	税理士会
5日(月)～7日(水)	商工会館3階	9:30～11:30, 13:00～15:00	◎	◎
8日(木)～10日(土)	福生駅プチギャラリー3階	10:30～12:30, 13:30～16:30 対象(年金収入・給与収入の方)		◎
16日(金)～28日(水)	商工会館3階	9:00～11:30, 13:00～15:30		◎
18日(日)特別開庁	青梅税務署	9:00～11:30, 13:00～16:00	◎	
25日(日)特別開庁	青梅税務署	9:00～11:30, 13:00～16:00	◎	
2月6日(火)～8日(木)	羽村市	羽村市役所	◎	◎
2月8日(木)～13日(火)	あきる野市	あきる野市中央公民館	◎	◎
14日(水)・15日(木)	瑞穂町	瑞穂町民会館	◎	◎

相談受付は土曜・日曜・祝日を除きます。

【近隣の税務署員等による出張相談】受付時間は9:30～11:30, 13:00～15:00の予定です。

【所得税の還付の確定申告】1月4日から青梅税務署で相談・受付中。

【譲渡所得・贈与税、青色申告、複雑な相談】青梅税務署でご相談ください。

【住宅借入金等の還付申告の方】青梅税務署でご相談ください。

【事業所得者の方】収支報告書を記入・作成のうえ、税務署員、税理士会の相談日にお越しください。

### 青梅税務署から確定申告のお知らせ

●確定申告書の作成は自分で書いてお早めに提出してください。

国税庁・東京国税局のホームページを活用してください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

東京国税局ホームページ

<http://www.tokyo.nta.go.jp>

※白黒(モノクロ)で打ち出した申告書の提出も可能です。所得税の確定申告は青梅税務署で3月15日まで行います(土曜・日曜・祝日は除く)。

問合せ 青梅税務署 ☎0428-22-3185

●公的年金から所得税が源泉徴収されている方  
平成18年分の公的年金の源泉徴収票(はがき)で、「源泉徴収税額」の欄に記載のある方は、確定申告により、所得税の過不足額を精算します。超過額は還付され、不足額は納付していただきます。

また、源泉徴収されていない方でも、年齢、扶養親族(配偶者を含む)の有無により、確定申告または、市・都民税の申告が必要となる場合があります。源泉徴収票(はがき)をお持ちのうえ、相談日にお越しください。

●給与所得者の方で年末調整をしていない方  
勤務先の給与担当者に確認のうえ、確定申告または、市・都民税の申告をしてください。

昨年の年収が公的年金だけの方やサラリーマンの方で年末調整をしていない場合、あるいは医療費控除などで、所得税の還付を受けるための確定申告・還付申告も一緒に受け付けます。

例年3月に入りますと大変混雑しますので、お早めに申告してください。

問合せ市・都民税の申告→課税課市民税係

所得税の確定申告→青梅税務署 ☎0428-22-3185



### 市・都民税の申告が必要な方

1 平成19年1月1日現在、福生市に住所のある方

①給与所得の方で、勤務先から福生市に給与支払報告書の提出がなかった方(勤務先の給与担当者に確認してください。)

②事業・不動産・配当・年金・雑等の所得(所得金額の多少にかかわらず)があった方で確定申告する必要のない方

注 ①20万円以下でも給与所得以外の所得がある場合  
○所得税で申告不要を選択した非上場株式に係る配当所得のある方  
いずれも申告が必要です。

③収入がなかった場合  
どなたの扶養親族にもなっていない方、扶養親族になっても世帯を別にしている方は、次の事項の基礎資料となるため、市・都民税の申告が必要です。(遺族年金・障害年金・老齢福祉年金の受給者も含む。)

国民健康保険税の算定、老人医療受給者証の交付、児童・生徒就学援助費の認定、児童手当、保育料算定、国民年金の免除、公営住宅入居者の収入の状況の報告などの基礎、非課税証明書等の資料となりますので、必ず申告してください。

申告書裏面の「収入のなかった方へ」の欄の該当する理由を記入して申告してください。

2 平成19年1月1日現在、福生市外に住所のある方

福生市内に事務所、事業所または家屋敷を有する方

昨年、市・都民税の申告をされた方等には申告書を1月末頃にお送りします。

### 市・都民税の申告が不要な方

1 平成18年分の所得税確定申告書を税務署へ提出する方

2 平成18年中の所得が給与の方で、勤務先から福生市に給与支払報告書が提出されている方(勤務先の給与担当者に確認してください。)

### 確定申告、市・都民税申告にお持ちいただくもの

- ①～⑤は提出していただきます。
- ①市から送られた書類がある場合にはその書類・印鑑。
- ②源泉徴収票や支払者の証明書など、平成18年中の収入が明らかになる資料。
- ③年金を受給されている方は、社会保険庁から送付されている平成18年分公的年金等の源泉徴収票(はがき)。
- ④生命保険の控除証明書、個人年金控除証明書、損害保険の控除証明書、医療費などの領収書等。医療費控除の方は、「医療費の明細書」(医療を受けた人ごとに病院・薬局の領収書を集計し合計金額を記載。様式は自由。)を作成し、領収書は封筒などに入れてお持ちください(大勢の方が申告をされますので、ご協力をお願いします)。
- ⑤社会保険の領収書(昨年中に健康保険料・厚生年金保険料等を支払ったもの)  
また、国民年金保険料・国民年金基金については、社会保険事務所からの控除証明書(はがき)をお持ちください。
- ⑥障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳等。
- ⑦配偶者特別控除を受ける方で、配偶者に所得がある場合は、配偶者の収入が明らかになるもの。

納税証明について

確定申告に伴う税務署が発行する証明については、次の3種類あります。あらかじめ提出に必要な証明書の種類・年分・枚数等を確認のうえ請求してください。

①その1 納税税額の証明  
②その2 所得金額の証明  
③その3 未納の税額がないことの証明

問合せ 青梅税務署

福生市のホームページアドレスは <http://www.city.fussa.tokyo.jp/> です